市営スポーツ施設における優先使用の調整方法

施設の使用申請については、富山市スポーツ施設条例施行規則に規定する期間に使用申請書を受付するものであるが、富山市、（公財）富山市体育協会及びその加盟団体等が施設を使用しようとする場合は、

次により取扱うものとする。

なお、前例のないイベント・興行等については、スポーツ課と協議するものとする。

①　次年度の優先使用等の利用者調整方法

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 優先順位 | 時期 | 対象団体等 | 要望調査方法 | 利用者調整方法 |
| １ | 前年度の9月以前 | （公財）富山市体育協会、興行等の主催者 | 体育協会への照会及びその他申出 | 国際的な大会、日本体育協会、中央競技団体等が主催する全国大会や北信越大会、プロスポーツの試合等、その他大規模な興行等の会場を確保。（重複の場合は希望者間での調整依頼） |
| ２ | 前年度の9～10月 | 富山市 | 市役所各課への照会 | 照会を基に会場を確保。（順位1との重複は日程変更依頼、その他の重複は希望者間での調整依頼） |
| ３ | 前年度の11～12月 | （公財）富山市体育協会加盟団体等 | 加盟団体等への照会（上記の利用日以外） | 照会を基に会場を確保。（重複の場合は、該当団体関係者による調整会議を開催し、協議又は抽選等で利用調整） |
| ４　 | 前年度1月～ | その他団体 | 申出 | その他団体の主催イベント等で優先予約が必要な場合、先着順で会場を確保。※総合型スポーツクラブ及びスポーツ少年団の教室等やスポーツ合宿 |
| ５ | 前年度2月～ | 一般利用者 | スポーツネット予約（導入施設のみ）又は申出 | スポーツネットでの抽選・随時予約①利用月の2ヶ月前の1～10日に抽選申込②利用月の1ヶ月前の１日から随時予約※スポーツネット導入施設以外は、先着順による。 |

②　前年度２月以降の優先使用

前記による利用者調整以降においても、優先順位１～４に掲げる団体等からの申し出があった場合は、スポーツネットでの予約者に影響を与えない限り、優先的に会場を確保するものとする。

③　特別な場合の優先使用

緊急事態が発生した場合や市長が特に必要と認めた場合は、全てに優先して使用することができる。